

宮地再来による「少名彦那神」観 —道教受容の観点から—

黒田宗篤（言語文化専攻博士後期課程修了）

1.はじめに

従来の研究史において、[黒田 2014]の実証研究が公表されるまでは、宮地再来の宗教活動は『神道事典』に「宮地水位（堅磐、一八五二—一九〇四）を創始者とする道教的な色彩のつよい神道教団で、高知県を中心に形成された」（490 頁）と記載され、その教典として『異境備忘録』が挙げられて説明されてきた。いわば、信仰の対象の記録として『異境備忘録』があったといえる。

先に [若松 2009] は、平田学派における神道、道教の習合として、宮地再来の『類別異境備忘録 附幽界記』に注目して、「少彦名那神」と「青童君」¹を分析しようとしたが、[黒田 2014・174 頁～175 頁]において指摘した通り、若松の分析は、『異境備忘録』と『幽界記』を混同する、『宮地常磐逸話』といった偽書から引用する、参照に用いた『神仙秘書』に収録されている『神仙順次傳』、『青真小童伝集録』を参照しないで論じるといった問題を起こしており、論文の信憑性に疑義が生じざるをえない内容であった。

そもそも『異境備忘録』は、その内容から判断して、神々との幽通が始まったとする開始年代からして同書内で矛盾を露呈し、彼の書は、信仰上の「霊的現象」として記録したものではなく、[黒田 2012]や[黒田 2014]による宮地再来の研究動向から判断すると、平田篤胤の『仙境異聞』を模した小説用の雑記帳ではないかということが、判明しつつある。

本報告では、『異境備忘録』を信仰用の「教典」ではなく、小説用の雑記帳という位置づけから『異境備忘録』を見直し、記紀に代表される神社神道系の日本神話の神に対し、宮地がどのような発想で、恣意的に異宗教との習合を行ったのかの一端を主神・天之御中主神に近い扱いをした「少名彦那神」像をもとに明らかにしたい。

2.宗教団体・神仙道の「少名彦那神」の扱い

2.1 宗教団体「神仙道」における「少名彦那神」の扱い

昭和 23 年に設立された神仙道においては、「道士毎朝神拝詞」という一種の祝詞があり、その中に「小理宮爾大坐志氏天之幽政乎所治食須東海大神仙王金闕上相大司命青真小童大君少名彦那大神」（『神仙道』20 号・1 頁）という部分がある。記紀神話の上で、少名彦那神と義兄弟の関係にある大国主神は、「九羅殿爾鎮座志氏地之幽事乎所治食須太真東王父大国主大神」（同上）とされている。日本神話の神と道教神とを習合しているようであるが、「九羅殿」といった宮殿名や「少名彦那神」が天上の幽事、「大国主神」が地上の幽事を司るといった内容は、管見ではあるが、伝統的な神社信仰の中からは見いだせない。

それでは、何が元となっているのか。まずは、「教典」の扱いを受けた『異境備忘録』と『幽界記』と呼ばれる『玉条摘葉』の抜粋²の中から「少名彦那神」と「少童君」にかかわる記事を検討しよう。

¹ 「青童君」については、道教では「東海少童君」など様々な呼び名があるが、本報告では「少童君」の略称を用いることにする。なお、書名は[]、引用の場合は（）内表記とする。

² [黒田 2014] 164 頁参照。

2.2 『異境備忘録』における「少彦名神」と「少童君」

『異境備忘録』に関しては、原本とされる明治 20 年完成の宮地家所蔵本が最古のものであり、これについては非公開である。最初に本書が刊行されたのが、昭和 3 年 10 月の友清 歆眞著『古神道秘説』の附録としてである。次いで、『異境備忘録』単独で、昭和 15 年に神道天行居から出版された。一方、別の宗教団体である神仙道も昭和 23 年に翻刻出版した。

また、神仙道は、同年に宮地水位の『玉条摘葉』の「手控え」部分を「幽界記」と名付けて混入させ、『類別異備忘録 附幽界記』を出版した。この他、古神道仙法教本、明治 33 年に宮地再来本人の許可を得て写した齋部宿祢八潮彦による京都大学所蔵本などがある。

本報告では、現在一般的に入手可能で検証可能な〔宮地 1940〕と〔宮地 1997〕を用いることにする。なお、紙面の都合上（中略）、（下略）は筆者が行ったことを断っておく。

表 1 『異境備忘録』（〔宮地 1940〕）

1	「一少彦那大神は變化無比の神にして伊邪那岐尊の代理として大司命左定官にして常には御髪は垂れて腰に至り十二三歳許りの御容貌にて背に太刀を佩き團扇を持ち青色の衣を着け給ひ御腰の左右に幅六寸許り長さ五尺許りの平緒の黒白を六筋づつ左右に着け給ふ又神界にて司命の簿籙を毎年十月九日より改定し給ふ時は御頭に金色なる笙に似たるものを二つ合わせたるが如き冠を召し其中より孔雀の尾三尾を出したまへり左の御手に長さ三尺許りの丸き木に白玉三十二貫きたる緒の總の付きたるをもちたまひて靈鏡臺に向ひて坐したまへり」（2 頁～3 頁）
2	「一大綿津見神の中にて海境の大英傑と称し奉りて御姉を龍飛様御弟を龍徳様と申し御二柱神共に海宮にて勝れ給へる御方にて（中略）此二神は少彦那大神の補佐をなし給ふ御神にまして（下略）」（3 頁）
3	「一神仙界の刑法所は三ヶ所あり一所は北に向ひ菅原道眞公、武内宿禰の二靈此所を常に掌り給ふ菅公は左冥司大之中津大兄官にまして武内宿禰は右刑司中津大兄官なり一所は南に向ひ右の一所と川を隔てゝ向會ひたり此所は大國主神及び少彦那神の代命事代主神掌り給へり」（4 頁）
4	「一萬靈神岳記録官には支那日本の学者等五千八百神坐せり其従官七十二萬二千十三なるよしなり此界の首領官は少名彦那神に坐せり」（9 頁）
5	「少名彦那大神龍飛命龍徳命川丹先生清浄利仙君等に伴はれたる時は何所の界にても行きて見ることも自在なり」（12 頁）
6	「一明治十一年五月二十五日（中略）我に嫁の命乞ひを司命神に祈りくれよと切に望みけるによりて其事を諾ひて少名彦那神に願ひしかば病も漸々に癒えたり其後日を撰びて快気の祝ひをなし天神地祇を祭りて酒宴を設け（中略）我あなたの御快気の祝ひに就きて諸社神等に少名彦那神へ御案内に参り其時神々様を始め数々の神霊等来り給ひてせり合ひていと面白くありたり」（14 頁～15 頁）
7	「一少名彦那大神の志那の神仙界へ奉迎せられ給ひし時諸神の随行せられし中に川丹先生の随行の一人なれば（中略）此太元生符甲部三十二符中第一籙より第八籙迄は惜哉模寫せし符にて實用には立ちがたし少名彦那大神に御染筆を願ふべしと云へば彼界の神仙等慇懃に禮して願ひけれども肉體の仙にあらざれば實用少しとて書し給はざりき彼界にては此少名彦那神を地上左部東海大司命青眞少童大君と称へ奉れり」（19 頁）

8	「一字内の大評定の時は尊き神等は更にて諸の幽界より三人宛其界にて勝れたるは萬靈神岳に集會するなり日本人志那人天竺人西洋人種々様々衣服など異なるが参るなり何れの界の言語も此界に入る時は聞分けらるゝなり會議決定しては神集岳に其議決書を奉るかくて少名彦那大神、八意思兼神、大國主神御一見ありて天照大御神、伊邪那岐尊も一見し給ひ上極皇産靈神に御使を以て右の議決書を奉るなり」 (20 頁)
9	「一神集岳中天輪館第三臺大番場にて (中略) 天輪第二等臺館中の評証場に於て少童君より賜り物あり」 (42 頁～43 頁)
10	「水位の根元神界に出入せしは十歳の頃より少童君に伴はれしが始也」 (55 頁)
11	「神界にて死期を尋ぬるは大いなる忌み事にて (中略) これは極めて神界の秘密なり余此事を川丹先生に尋ねたる時に少童君の御怒りを互に受けたる事あり」 (58 頁)
12	「一一月一日には北辰星中の紫蘭大樞宮號眞光遊門の前庭に萬の界の神々の参り揃ひて朝するなり (中略) 偕参朝の神等には風神、五行神、豊宇氣毘賣神、大山積神、須佐之男神、建御雷神、大綿積神、天之冬衣神、言代主神、賀夜奈流美神、少毘古那神、天忍日命、天手力雄命、天之宇受女命、天兒屋根命、天角凝魂命、大禍津日神等を始め奉りて諸の界に優れたる神幾萬を以て数へ奉る」 (61 頁)
13	「一明治四年十二月晦日夜明方少童君に伴はれて北氷洋を過ぎたる時に氷海を過ぐれば (中略) 東北に過ぐるを見る女神に随従の神千豫許りも付きたり少童君と出會し給ひて互に慇懃に禮を述べ給ひて別れ給ふ少童君に伺ひければ須勢理姫神なりと宣ひけり (中略) 一の島に着きければこゝにて休息す少童君宣ひけるは地球を一周廻したり (中略) 雲路にて一神に出會ひ給ふに又禮して別れ給ふ少童君に伺ひ奉れば此神は建依別神にて御名を天之八現津彦奇根命なりと申し給へりさてそれより我家に送り給ひしは一月一日の黎明なり」 (62 頁～63 頁)
14	「少童君に伴はれたるより故ありて川丹先生を師を仰ぎ奉る」 (90 頁)
15	「大山祇命の御執持によりて少名彦那神に見え奉る事を得て終に伴ひ給ひけるぞ諸の幽界に出入する始めにぞありける (中略) 川丹先生に父の咎めを神等に赦し給はんことを依頼し少童君にも父の病氣平癒を祈り申せども明治三年に死すべきを生して言語を止めたるなり死して後に至れば又慈愛は本の如く致すべしと宣ひて平癒の願は叶はず」 (94 頁～95 頁)
16	「一少童君に伴はれて先年天竺の靈鷲山に至る錫蘭島といふ所の中に「アダムス」といふ山あり靈鷲山の事なり」 (107 頁)

＊最古の刊行本である[宮地 1940]より作成。紙面の都合上 (中略) は筆者が行った。

表 2 『幽界記』と呼ばれた部分 ([宮地 1997])

1	「一明治八年二月十五日夜火室山ト云フ神界ニ至リテ小童君ニ拝謁シテ太玄生符ヲ受ク」 (19 頁)
2	「一明治八年二月十五日 (中略) 此時山上ニ至レハ石上ニ小童君坐マセリ御言ヲ戴ク拝伏シ居タリシニ小童君太玄生符ヲ取出給ヒ傍ノ石ニアタメテ之ヲ飲メト宣ヒテ授ケ玉フ」 (19 頁)
3	「一明治八年二月十七日私ニ神仙界ニ入ラントセシガ仏仙界ニ至ル此時小童君来リ給ヒテ漸ク仏界ヲ出ヅ」 (19 頁)
4	「一同三月廿七日此夜半 (中略) 正面ニ釈迦又空海アリ我ヲ招キテ此内ニ組セヨト云

	フ大ニ困レリ時ニ小童君来リ給ヒテ招キ玉フ故ニ行ク皆閉口ス小童君是ヲ踏ミ破レト宣フ故ニ踏破リテ上ヨリ見下ス（中略）又小童君来リ玉ヒテ是ヨリ向フニ行ケバ大ナル鍋ヲ開クコトアリ（中略）東ノ方ヨリ下レバ向フノ道ヨリ神幸ノ体シテ来ル小童君アレヲモ踏破レト宣フ（中略）則チ小童君ノ玉ハリタル物ニテ鼻口ヲ蔽ヒ（中略）又小童君来リ玉ヒテ再ビ私ニ入ルヘカラズ必ス如此事ニアフナリ」（19 頁～20 頁）
5	「一明治九年一月十九日夜小童君ニ伴レテ蓬宮ト云フ処ニ至ル此宮ハ得道シテ仙列ニ加ハル者皆参集シテ太玄符ヲ授ル蓬宮ノ側ニ小理宮有リ（是ハ神集嶽ノ小理宮トハ異ナリ）是ハ上古小童君ノ右令大司命ノ官ニ在リケル時太玄符ヲ授ケ給ヒシ宮ト云フ（20 頁）
6	「一同廿六日大国主神ノ治メ給フ心安真宮ヘ小童君ノ供シテ至ル此時長命符二枚ヲ受ク桃板ニ丹砂ヲ以テ書ス」（20 頁）
7	「一明治十年二月二十九日夜小童君ニ伴レテ天関星ニ至ル」（20 頁）
8	「一明治八年二月二日（中略）大永宮並理上宮（又云小璃宮）ニ至リ仙令方ニ拝謁致シ帰ル道ニテ小童君ヲ拝ス」（24 頁）
9	「明治九年十二月五日（中略）彼ノ小童君杉山君ヨリ受タル法ニ」（27 頁）
10	「一明治十年一月廿九日黎明小童君ニ伴レテ大永宮ニ至ル」（28 頁）
11	「一明治八年十二月三日夜舟羽眞人ニ伴レテ大国主神ノ冥府又天満宮ノ冥府ニ至ル（中略）冥府ニ至ルニ少那彦名神ノ宮殿モ其側ニ有リ」（40 頁）

* [宮地 1997] より作成。紙面の都合上（中略）は筆者が行った。

2.2 『異境備忘録』の分析

『異境備忘録』は、宮地再来著『家牒』の「同廿年廿六歳」の項目に「異境備忘録一冊」とあることから³、明治 20 年の成立とみられている。また、現存する最古の写本の謄写日が「明治三十三年十月二十七日」（宮地 1991・288 頁）であるので、明治 33 年には確実に成立していたといえる。その筆記の様子は、当時の宮地の寄宿所であった徳島県金碓町の多田家によると、離れの客間で書いていたとのことである。つまり、旅行先でも書いていたとみることができる。

表 1 を参考に本書を時系列に検討すると、1～6 までは「少名彦那神」と表記され、7 で「志那」限定で「少名彦那神」が「地上左部東海大司命青眞少童大君」としている。8 で「少名彦那神」に戻り、9～11 で「少童君」、12 で再び「少名彦那神」に戻り、13、14 で「少童君」、15 で「少名彦那神」、「少童君」の混用、16 で「少童君」となっている。

ここから、記述前半までは、「少名彦那神」と記したものが、後半になるにつれ「少童君」の多用となっている。

幕末～明治初期にかけての高知内で、平田篤胤著『玉輦』や『赤縣太古傳』は流通していた。宮地再来は、平田家門人の父や『赤縣太古傳』を読んで入門した宮地嚴夫と親戚であったので、宮地再来は『赤縣太古傳』を読める状況にあった。その内容は、平田篤胤が『漢武内傳』と道教書を合わせて作文した「青眞小童君者。太上大道君之司直。元始天王入室弟子也。形有嬰孩之貌。故仙宮以小童為號。其為器也。環朗洞照。聖周万變。玄鏡幽鑒。才為眞俊。館於扶廣權始運。遊於玄圃。治僊職。亦號曰金闕上相大司命東海王青華小童君。亦曰東華大方諸宮青童君亦曰泰一小子」（平田「赤縣太古傳」・456 頁）、「青童と

³ 宮地再来『家牒』参照。破損のため成立年代、丁数不詳。最後の記録が明治 27 年。

も申すは、其形、寮に嬰孩の如く、青衣を着ておはす」（同上・460 頁）という内容である。この神観を踏まえたのが、表 1-1 であると考えられる。

また、「青眞小童君を、或は眞青小童君とも有れど、多くは青眞とあり。今は其多き従へり。斯て此は我が神典に、皇産靈神の御子、少彦那命と有る神なり」（同上・456 頁）ともある。つまり、平田は、「少名彦那神」＝「青眞小童君」と考えていたので、再来も最初からこの設定を踏襲していたことがわかる。

表 1-1 の「少名彦那神」像は、[若松 2009]が示す「青童君は道教史上特に上清派に於て重んじられた神であり、正式には方諸青童君、金闕上相大司命東海王青華小童君という名称であり、単に青少童君といういかたもされる。青童君は末法の世を救済する金闕帝の上相とされる」（57 頁）とする道教の「少童君」像というより、平田の学説に合わせる形で恣意的に「少童君」像を作り上げていったと考えられる。

平田国学や道教に出て来ない表 1-2 の比類ない美女神の「龍飛」、雪のように白い肌を持つ男神「龍徳」といった姉弟の代命神は、『幽界記』に「一三月四日（明治八年）龍飛太上仙君二伴ハル 浦戸龍王宮ヨリナリ」（宮地 1997・21 頁）とあるように高知県の名勝である浦戸竜王宮と当時の宮地が読んでいた仙人小説である『飛燕外傳』における「飛燕」と「合徳」の美人姉妹の名前を参考に登場神作りをしたものではなかろうか。彼は、明治 11 年に『飛燕外傳国字解』を執筆しているので、参照していたとまではいえる。

最も問題となるのは、表 1 の 3～16 の部分で、刑法所の主、記録学者の首領、命乞いの神、議会の審議担当、褒美を与える身分、幽界案内者、仙人の指導者、造化神に対する元旦参朝者の一神といった面が表現されている。

刑法所や仙籍に関する部分は、『神典』において、大国主神と少名彦那神が義兄弟であり、大国主神が幽冥主宰の神であるという伝承からの着想、記録学者の首領については、民間の知恵神としての信仰から着想して習合したものと考えられる。

元旦の参朝については、参考となる文献はなく、「少毘古那神」の出自と身分の高さを無視して、群神の中の一神として表現されている。この矛盾ともとれる整合性のない神観は、『異境備忘録』が小説用に用意した雑記帳であることに起因していると考えられる。

2.3『幽界記』と呼ばれる部分の分析

『異境備忘録』に対し、『幽界記』は、『玉条摘葉』の白紙の余りの書き付けの部分を清水宗徳が抄出し、改題して『幽界記』としたものである⁴。成立年代は、不詳である。

表 2 が示す日記風幽界談の記事の日付をそのままに記述日とするのは、無理があろう。もととなった『玉条摘葉』の成立の可能性は、大まかに、①『異境備忘録』成立以前、②『異境備忘録』筆記中、③『異境備忘録』成立後の三説が考えられる。

成立時期は、明確なことはいえないが、先に述べた『異境備忘録』の「龍飛様」という神が『幽界記』ではより道教風の「龍飛太上仙君」（宮地 1997・21 頁）と表現されていることや宮地再来の「少童君」の多用していく時期を検討することで、成立推定時期が推定できるかもしれないが、確実性を重視して、それは今後の課題としたい。

さて、この『玉条摘葉』は、「教典」化され、所有者が許可しない限り閲覧できないので、本報告では検証可能な日記風幽界談を『幽界記』として散りばめた[宮地 1997]を次善として用いることにする。

⁴ [黒田 2014] 164 頁参照。

『幽界記』においては、「少名彦那神」の表記は表 2-10 のみであり、その他の記事は「小童君」で統一されていることに注目すべきであろう。

『幽界記』で記されている「小童君」は、太玄生符を授ける神、仏仙界から呼び戻す神、幽界・幽宮へ誘う神、技術を授ける神といった神観で語られている。そこには、記紀・風土記といった神典に記されている「少名彦那神」の神観が希薄である。

習合としては、『異境備忘録』では神典の「少名彦那神」像の名残があるが、『幽界記』では、道教的色彩が強調され「小童君」として描かれていることがわかる。

宮地再来は、明治 10 年に編纂した『神仙順次傳』において、「少彦名大神」を「太乙小子、泰乙元君、少童君、青真小童君、東華方諸青童君、青君、泰一小子、東華大神、青真小童、上相大司命、東海小童、扁鵲、東華大神方諸宮青童君」（宮地 1991・107 頁）とし、「天竺称」として、「梵天子、童子天、鳩摩羅天、輪阿天、小阿天、加童天」（同上）としている。これは、平田の『赤縣太古傳』や『玉輦』、『印度藏志』の「少彦名神」の記述を参照したものと考えられる。

明治 11 年 1 月 26 日に成立した宮地再来著『東海大神仙王金闕上相大司命 青真小童君傳集録』は、以下の道書を抜き書きしたものである。

『漢武内傳』、『太上眞經』、『三洞經』、『左乙混洞東蒙録』、『上元夫人内訣』、『鵬冠子泰鴻編』、『神仙眞一經』、『眞正録』、『大霄琅書』、『中玄録』、『金根經』、『得道經』、『靈函記』、『集異記』、『大洞眞經』、『南貞説』、『玉京仙山經』、『靈書紫文經』、『葦君内傳』、『紫書金根經』、『南岳魏夫人内伝』、『集仙録』、『茅君伝』、『眞玄經』、『太上正法密經』、『太平經』、『靈書經』、『隱元内丈經』、『大同眞經』、『太上飛行羽書』、『道藏經』、『五妙經』、『南仙録』、『仙法秘函』、『感道經』、『清流記』、『上清經』、『經教相承部、晋ノ茅山眞人楊君傳』、『三洞經』、『太上神洲七転七変舞天經』、『王母授漢武帝眞形図記』、『方士經』、『海嶋書』、『雲笈七籤』、『靈宝雲上經』、『太上眞靈記』、『老子東遊文』、『仙道記』、『金囊符録』、『太清元氣録』、『東華經』、『玄鳳記』、『太始經』、『靈藏録』、『雲中記事』、『神仙入嶋記』、『皓天秘妙經』、『雲中記事』、『神仙八嶋記浮広ニ遊ブノ文』、『上元寶經』、『九鴻記』、『天庭經』、『雲房枕中書』、『異例記』、『寶函記』、『眞全記』、『寶始録』、『玄藏經』、『玄台秘録』、『太乙東海録』、『眞誥』、『谷水記』、『懷古傳』、『列子湯問篇』、『抱朴子』

ここで引用されている「少童君」は、①平田篤胤の諸本からの孫引きの疑いのあるもの、②平田篤胤が諸本の中で挙げた本を調べたもの、③当時の再来が入手した道教関係本から調べたもの、④『玄台秘録』といった場合によっては新しく作った疑いがあるもの、から構成されている。これについての詳細な検討は、『正統道藏』の書目にも見当たらない書目もあり、高知大空襲による宮地家所蔵本の焼失などの関係から、今日道書そのものの検証が難しく、詳しい検討結果は他日の報告としたい。

本書において引用されている「少童君」は、主に容貌、装束、出自、地位・職掌・役割、宮殿などである。

紙面の都合上、列举に留めるが、「玄始十天王」の弟子、「天一」の長子、「大司命」としての官僚、「東華の真人」、「太上」の命令を受けて仙女を左右の待衛として青華之宮を守る存在、扶広山にいて僊官を治める立場、金闕の上相で大司命、大同の制を執って気を整え、神明の位を正す、阿環入火の弟子、元始天王の弟子で天一眞君の子、太上帝君の指令で後学の合眞の人に靈篇を伝える、太玄生符を授ける者、太上帝君によって後世

の真人となるべき人に伝える役目、十萬の仙官の惣領、三品之簿録を授けて昇天させる者、三十二司命の住む東華の「大司命総統」、青い衣を着て、仙人の車に乗る者、仙人になろうとする者に書物（主經 31 卷）を授ける存在、天一の生霊が凝結してできた存在なので「萬仙ノ主」、「天一ノ精霊」、仙人の書物を封じる存在、萬霊の長子、群仙の主領、「萬仙ノ大主」、天一の靈化として、天一、元始天皇、大元玉女の次にある者、太素生氣の神、泰鴻ノ玄氣を調えて仙人の戸籍を治める大司命、六甲靈飛十二事を授ける存在、幽界を渡り歩く大司命、九天にある九天泰一に対する地上にいる東海小童君、萬仙之品籍を惣領する者、天庭で元始天王と親子の契りを結んだ存在、実親は天一靈化の元神、萬霊ノ長子、玄胎ノ始、天一ノ分魂、元始天王同氣ノ眞神、東海玉華妃という妹がいる、といった内容になっている。

この情報だけでも、一貫性や整合性のとれていない神であることが明らかであるといえる。また、[李 2012・29 頁] が紹介する道教で著名な『洞玄靈寶真靈位業図』においては、「東海玉青華小童君」は、主席ではなく、第二階位の左位の十一番目となっている。このような情報は本書には載せられていない。つまり、宮地の収集は、幅広い収集ではなく、特定目的の恣意的な収集であったと考えられる。

3. 辞書定義における「少名彦那神」

宮地再来の恣意的選択を考える上で、伝統的神祇信仰の「少名彦那神」観を知るのは重要であろう。その研究を集積して定義している昭和 62 年の『国史大辞典』においては、「少名彦神」は、「小人の神」と表現され、『古事記』においては神産巢日神の子、『日本書紀』においては高皇産靈尊の子として紹介し、『出雲国風土記』・『播磨国風土記』においては、稻種を広めてまわった神、『伊予国風土記』逸文・『伊豆国風土記』逸文では、大国主神との温泉開基にかかわったとしている⁵。

また、諸神道研究を集積して定義している『神道事典』においては、大国主神を意味する「オオナムチ」と国作りをした一対の神として表現され、農耕、医療、穀物神、常世神としての神格を説明している⁶。その他、宮廷芸能仕を行った侏儒の祖神としての紹介もある⁷。また、戦前ではあるが、昭和 12 年の『神道大辞典』においては、記紀、『風土記』、『延喜式』などを参照しつつ、国土経営者、医薬禁厭の神、温泉神、酒造の神、神農神との紹介がなされている⁸。

こういった「少名彦那神」の側面を宮地再来は採用せず、「少名彦那神」＝「東海少童君」＝「天一長子」という構図をつくるために、あえて、本来の「少名彦那神」の神観を無視していたことが可能性として考えられる。

4. おわりに

宮地再来の恣意的な習合の意図は何であったのか。宮地の生きた時代は、平田国学が最新の有力神道説であった。その平田説の中での「少童君」として語られる「少名彦那神」

⁵ 『国史大辞典 8 卷』80 頁参照。

⁶ 『神道事典』64 頁参照。

⁷ 『日本の神様読み解き事典』374 頁。

⁸ 『神道大辞典』825 頁参照。

は、「漢土」に「神仙の道」を伝えた神であったとしている⁹。

宮地の『好道意言』、『靈体凝結口伝』に示される「玄胎」は「神仙」の成り方であり、それは、平田篤胤の秘伝とする『道統礼式』の「真一成神傳」への模索でもあった。

宮地再来は、本来の神道古典や道教神話で語られる「少名彦那神」、「少童君」の様相を取捨して、自身の投影である「水位眞」という仙人修行者に神仙得道の道を伝えるためだけの「天一神」の子である「少名彦那神」＝「少童君」像を『異境備忘録』において作り出した。その証左として彼が嫌う仏教の「梵天子」といった「仏」としての「少童君」像は出て来ない。むしろ仏教と距離を置いた表現を用いていた。

そうであるならば、宮地再来の道教受容は、[若松 2009]の指摘する「完全なる両神の習合化」（66 頁）ではなく、仙人修行中の「水位眞」という自己投影キャラクターのための「少童君」像が必要となり、その過程で習合というよりはむしろ日本神話上の「少名彦那神」を「少童君」に都合よく挿げ替えていったのではあるまいか。そして、その願望が如実に表れたのが、小説用の雑記帳の『異境備忘録』であったと考えられる。

今後の課題として、最高神・天照大御神に対する宮地の視座にまで踏み込んで、この不可思議な『異境備忘録』がどのような発想で成立したかを検討したい。

●参考文献・引用文献リスト

・小野祖教『神社の根本精神』調査の栞』神社本庁（1969 年）。・川口謙二編『日本の神様読み解き事典』柏書房（1999 年）。・黒田宗篤『「宮地神仙道」という幻想 ―先行研究の検証―』玉廬舎塾（2014 年）。・國學院大學日本文化研究所編『〔縮刷版〕神道事典』弘文堂（2010 年）。・国史大辞典編集委員会編『國史大辞典 第八卷』吉川弘文館（1987 年）。・神仙道本部『神仙道』20 号（1952 年）。・平田篤胤「玉襷」『新修平田篤胤全集』巻 6、名著出版（1977 年）。・平田篤胤「赤縣太古傳」『新修平田篤胤全集』巻 8、名著出版（1976 年）。・平田篤胤「印度藏志」『新修平田篤胤全集』巻 11、名著出版（1977 年）。・宮地竹峰「宮地水位翁と神仙道―正神界の消息を伝へたる無名の碩学―」『土佐史談 第 75 号』土佐史談会（1941 年）。・宮地堅磐『異境備忘録』神道天行居（1940 年）。・宮地中和『異境備忘録』神仙道本部（1948 年）。・宮地堅磐「好道意言」「異境備忘録」「神仙順次傳」宮地神道文献刊行会編『宮地神道大系 第一巻』宮地神社奉賛会（1991 年）。・宮地水位著、神仙道本部編『異境備忘録 幽界記合収』山雅房（1997 年）。・宮地水位著『玄学 道術 秘伝 神仙秘書』八幡書店（1999 年）。・宮地再来『家牒』、破損のため時期不詳。・若松信爾「平田神道における玄学的幽冥觀の展開」『九州女子大学紀要 第 39 巻 3 号』（2003 年）。・若松信爾「近世・近代日本における道教内丹法受容の一側面―宮地神仙道を中心として―」『九州女子大学紀要 第 41 巻 3 号』（2005 年）。・若松信爾「東洋の學藝 日本の神仙思想と道教との牽連関係―宮地神仙道に於ける『靈胎凝結口伝』を中心にして―」『東洋文化 第 99 号』無窮会（2005 年）。・若松信爾「平田学派における神道・道教習合の一側面―少彦名神と青童君を中心にして―」『九州女子大学紀要 第 45 巻 3 号』（2009 年）。・若松信爾「『玉條一籤』に見える道教經典について」『九州女子大学紀要 第 46 巻 2 号』（2010 年）。・「宮地巖夫の道教研究について」『九州女子大学紀要 第 49 巻 1 号』（2012 年）。・李劍楠「道教神仙系譜『洞玄靈寶真靈位業図』について」『中国哲学論集』（37/38 巻）九州大学中国哲学会（2012）。

⁹ [平田「玉襷」1977] 232 頁参照。